公立豊岡病院組合ホームページ広告掲載取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、公立豊岡病院組合広告掲載基準第８条の規定（平成22年２月10日施行）に基づき、公立豊岡病院組合ホームページへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

（広告の種類及び範囲）

第２条　公立豊岡病院組合ホームページに掲載するバナー広告（以下「広告」という。）は、公立豊岡病院組合の広告媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものとする。

２　前項に定めるもののほか、掲載しないものは管理者が別に定める。

（広告の規格）

第３条　広告１枠あたりの規格は、次に掲げるとおりとする。

⑴　サイズ　　：　縦60ピクセル　横175ピクセル

⑵　容量　　：　10キロバイト程度以下

⑶　データ形式　　：　ＪＰＥＧ形式又はＧＩＦ形式

２　広告は静止画とし、アニメーション、ループ等の動画は使用しないものとする。

（広告の掲載位置、枠数）

第４条　広告の掲載位置及び枠数は、管理者が定めるものとする。

（広告掲載の順序）

第５条　掲載する広告の順序は、申込みの受付順とする。

（広告の掲載料）

第６条　広告の掲載料は、１枠当たり月額１２，０００円（税込）とする。

（広告の掲載期間）

第７条　広告の掲載期間は、毎月第一開庁日午前９時から翌月の第一開庁日午前９時までの１カ月とする。

２　連続して掲載できる期間は、６カ月又は最初に掲載を開始した月から当該年度の３月までの期間のいずれか短い期間を上限とする。ただし、枠数に余裕がある場合、継続して掲載することができるものとする。

（広告掲載の募集）

第８条　広告掲載の募集は、公立豊岡病院組合ホームページ等により行うものとする。

（掲載の申込み）

第９条　広告を掲載しようとする者（以下「申込み者」という。）は、別に管理者が定める方法で、公立豊岡病院組合ホームページ広告掲載申込書に、広告の原稿及びその他必要な書類を添えて、管理者に提出するものとする。

２　管理者は、前項の申込みがあった場合で特に必要と認めるときは、申込者に対し、別途資料の提供を求めることができるものとする。

３　原稿の作成に要する費用は、申込者の負担とする。

４　管理者は、申込者から提出された原稿及びリンク先のウェブサイトが公立豊岡病院組合広告掲載基準に抵触、又は抵触する恐れがあると認めたときは、申込者に対し修正を求めることができる。

５　同一申込者が申し込むことができる広告は、１カ月につき１枠とする。ただし、広告掲載に空きがある場合は、同一申込者であっても、異なる業種の広告について、合計２枠までの広告掲載の申し込みができるものとする。

６　広告掲載の申込期限は、広告掲載を開始しようとする月の１カ月前とする。ただし、広告掲載枠に空きがある場合は、この限りではない。

（掲載の決定等）

第10条　管理者は、第９条の申込みがあったときは、速やかにその内容を審査し、掲載の可否を決定し、公立豊岡病院組合ホームページ広告掲載承認（不承認）決定通知書により申込者に通知するものとする。

（広告掲載料の納付）

第11条　前条の規定により掲載が決定した者（以下「広告主」という。）は、広告掲載後に送付する納入通知書の納付期限までに広告掲載料を納付するものとする。

（広告掲載料の返還）

第12条　公立豊岡病院組合のホームページの運営が48時間を超えて停止したときは、広告主はその全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

２　前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載できなくなった期間について日割りで計算したものとする。

（その他）

第13条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附　則

この基準は、平成22年５月31日から施行する。

この基準は、平成28年２月１日から施行する。

この基準は、令和７年４月１日から施行する。